

電気のご案内



ずっと先まで、明るくしたい。



九州電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この「電気のご案内」は、お客さまが電気をご使用になる際の、大切なことについてまとめたパンフレットです。

電気に関するご不明な点がございましたら、最寄の当社営業所（コールセンター）へお問合せください。

今後とも、当社をご愛顧いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

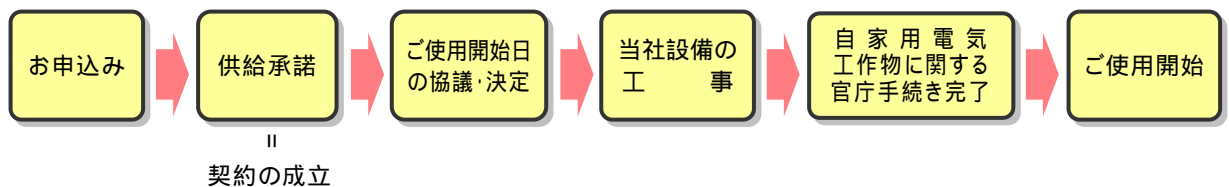
目次

1 .お申込み	1
2 .契約の種類	2
3 .電気の供給方法	3
4 .工事費の負担	3
5 .契約電力決定方法	4
6 .電気料金	6
7 .請求書	9
8 .計量器	12
9 .電気料金のお支払い方法	16
10 .契約の変更、廃止のお申込み	18
[ご契約に関する重要事項]	19

新たにご契約される場合は、「電力使用申込書」により当社へお申込みをしていただきます（電力使用申込書につきましては、当社ホームページでダウンロードできます）。

お申込みからご使用開始までの期間は、工事の内容により期間を要する場合がありますので、出来るだけ早めにお申込みくださいますようお願いいたします。

《お申込みからご使用開始までは、次のような流れになります。》



電力使用申込書に定めのない事項については、標準（選択）供給条件によるものとします。[標準（選択）供給条件については、当社ホームページでダウンロードできます。]

《他のお客さまに影響を与える機器の設置について（お願い）》

お客さまのご使用機器によっては、フリッカ（電気炉や溶接機等）や高調波（インバータ機器等）を発生させ、当社の設備を通じて他のお客さまに影響を与える場合があります。これらを発生させるおそれのある機器の新設、更新のお申込みの際には、防止対策をお願いする場合がございます。

《自家用電気工作物に関する官庁手続き完了のご連絡について（お願い）》

高圧または特別高圧受電の工場・ビル等は、ご使用開始日前までに自家用電気工作物に関する官庁手続きを行っていただくことが法律で義務付けられております。

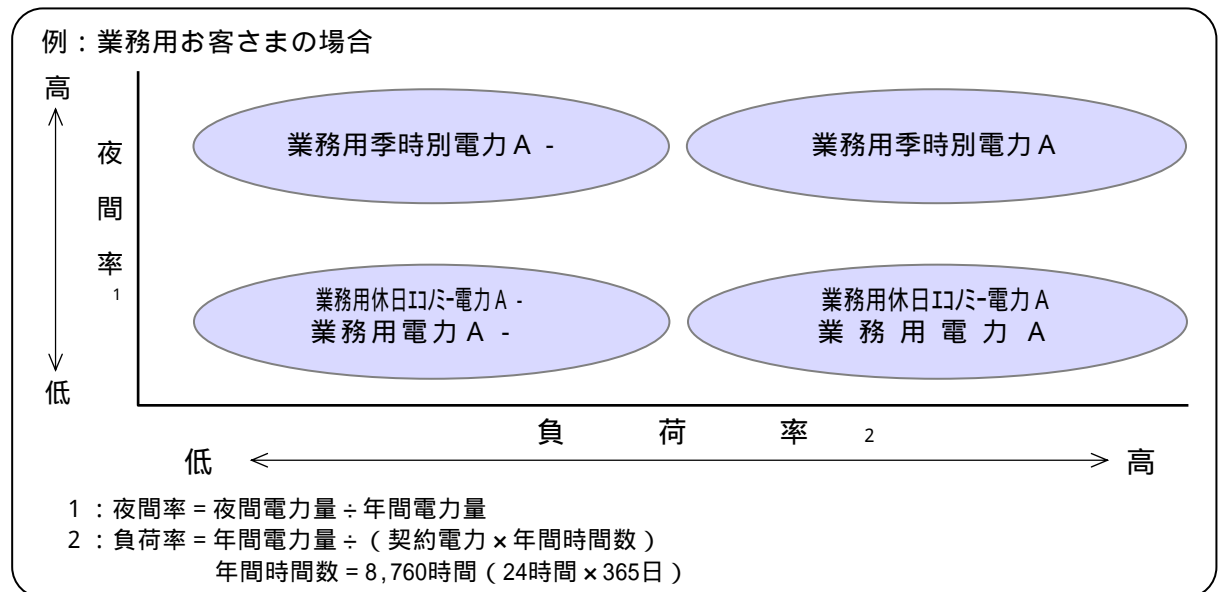
ご使用開始日前までに官庁手続きを完了していただき、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

適用の範囲	
業務用電力	〔事務所ビル・商業施設等のお客さま〕 ・高圧または特別高圧で電気を受電 ・電灯もしくは小型機器を使用。 または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
産業用電力	〔工場等のお客さま〕 ・高圧または特別高圧で電気を受電 ・動力（付帯電灯を含みます。）を使用

契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

《ご契約メニューについて》

お客さまの電気ご使用の実態にあわせて、様々なご契約メニューをご用意しております。



詳しくは、当社へご相談下さい。

3

電気の供給方法

供給電気方式は交流3相3線式とし、供給電圧は原則として、6,000ボルト、20,000ボルト、60,000ボルト、100,000ボルトといたします。周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

契約電力	標準電圧
50キロワット以上	6,000ボルト
2,000キロワット以上	20,000ボルト
10,000キロワット以上	60,000ボルト
50,000キロワット以上	100,000ボルト

4

工事費の負担

引込線や計量器等については、原則として当社の負担で取り付けますが、お客さまの希望により取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

お客さまが新たに電気を使用し、または、契約電力を増加される場合等、工事内容によって、工事費負担金を申し受ける場合がございます。

(工事費負担金を申し受ける例)

- ・ 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する配電設備の工事こう長が、架空で1,000mをこえる。または地中で150mをこえる。
- ・ 特別高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する配電設備の工事費が当社負担額をこえる。
- ・ 新たに特別の供給設備を施設する。

(注) 特別の供給設備とは、標準設計をこえる設計での供給設備やお客さま専用の供給設備をいいます。

契約電力500kW未満（実量制契約）

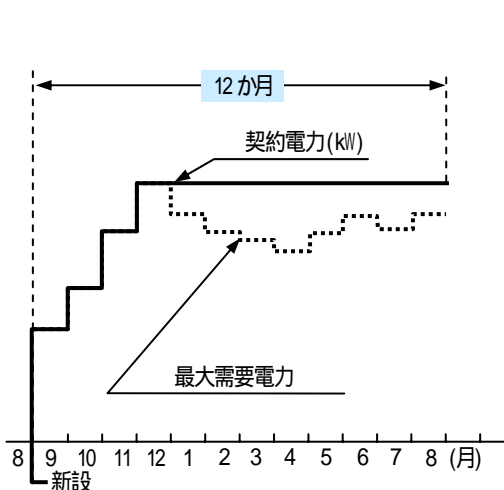
記録型計量器により計量した最大需要電力にもとづき契約電力を決定いたします。

なお、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

〔契約電力の具体的決定方法〕

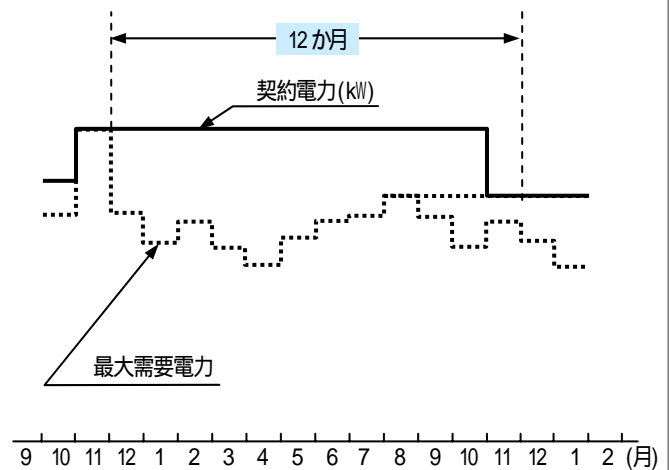
1 新設月以降12か月間の契約電力

新設月以降1年間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と新設月以降前月までの各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。



2 新設月より13か月目以降の契約電力

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。



（注） 実量制契約適用後、最大需要電力の値が500kW以上となった場合は、その月から、「契約電力500kW以上のお客さま」としてお取扱いいたします。

したがって、契約電力は負荷設備および受電設備の内容、操業度等向こう1年間の予想最大需要電力を基準として、お客さまと当社の協議によってすみやかに定めさせていただきます。

契約電力500kW以上

1年を通じての最大の負荷等を基準に、協議により契約電力を決定いたします。

契約電力について

1年間の最大需要電力を契約電力とする理由

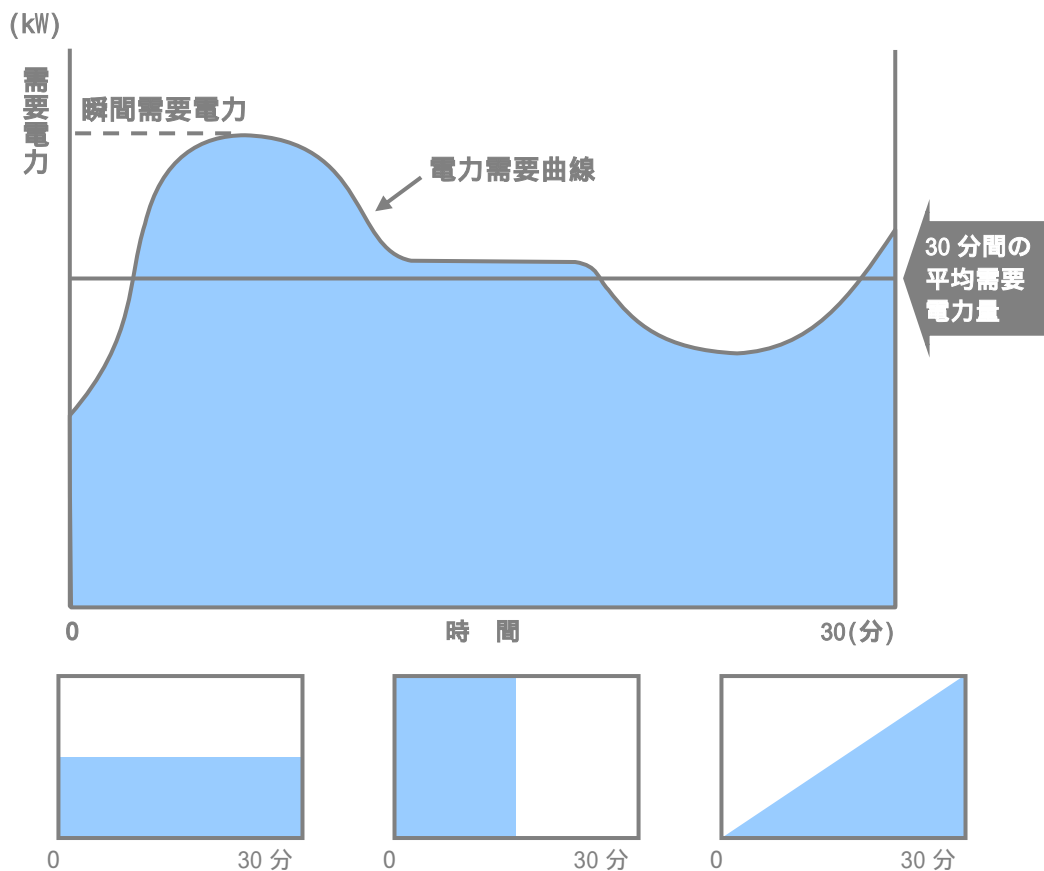
それぞれのお客さまに電気をお送りするための設備は、お客さまが年間で最も多くご使用になる量に合わせて準備しなければならないため、これらの設備にかかわるコストをお客さまにご負担していただく必要があります。そのため、どのお客さまに対しても1年間の最大需要電力を基準として契約電力を決定させていただき、その契約電力に応じた基本料金をご負担いただいております。

最大需要電力

当社は、刻々と変わる需要電力を記録型計量器により30分単位の平均電力(平均値)として計量しています。この平均電力のうち、1か月の最大の値をその月の最大需要電力としています。

30分間計量した値(kWh)をkWにするために、時間(h)で除した値としています。

【30分間の平均需要電力のイメージ】



上の3つの例は、全て同じ最大需要電力の値です。

このように、記録される最大需要電力は、「瞬時の需要電力」ではなく、「30分間の平均需要電力」のことで。

電気料金

電気料金は、以下の算定式で算定いたします。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & \text{基本料金} & \text{電力量料金} & \text{燃料費調整額} & \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\
 \text{電気料金} = & \boxed{\begin{array}{c} \text{単価} \\ \times \\ \text{契約電力} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{単価} \\ \times \\ \text{使用電力量} \end{array}} & \pm & \boxed{\begin{array}{c} \text{単価} \\ \times \\ \text{使用電力量} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{単価} \\ \times \\ \text{使用電力量} \end{array}}
 \end{array}$$

なお、基本料金は、力率85%を基準として、それを上回る場合は、その上回った分の1%につき基本料金を1%割引し、下回る場合は、その下回った分の1%につき基本料金を1%割増します。

ただし、まったく電気をご使用されない場合の基本料金は、力率割引(割増)前の半額とします。

料金単価 (例：業務用電力Aのお客さま)

供給電圧	基本料金 (契約電力1kWにつき)	電力量料金 (1kWhにつき)	
		夏季	その他季
6,000ボルト	2,008円80銭	12円78銭	11円87銭

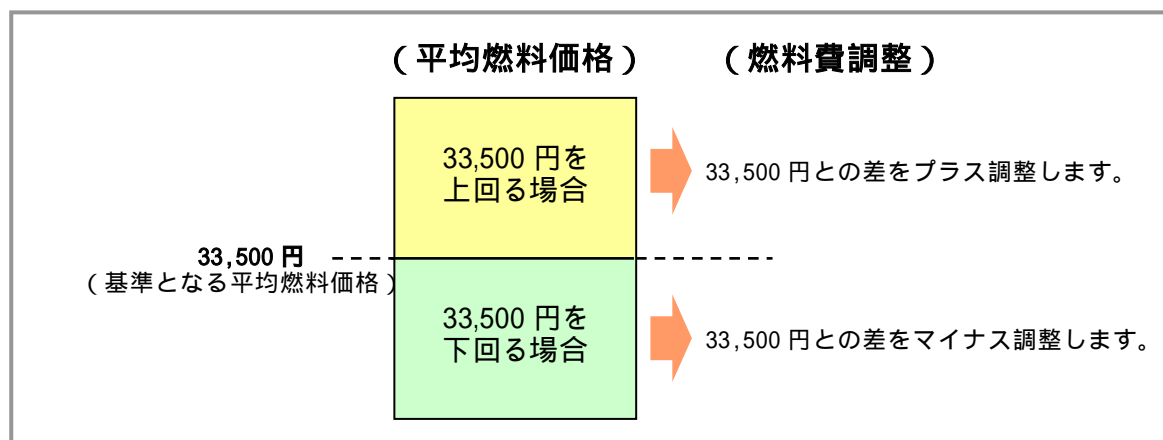
(注)「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間、「その他季」とは「夏季」以外の期間をいいます。
料金単価は、平成29年5月1日時点のもので消費税等相当額を含みます。

料金計算 (平成29年5月分の例)

モデル	*業務用電力A *契約電力 420kW *使用電力量 105,852kWh(その他季料金適用) *力率 98% *燃料費調整単価 -1円44銭 *再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 2円64銭		
基本料金	2,008円80銭 × 420kW × 0.87 =	734,015円52銭 (ア)	力率修正率 100 - (98-85) = 87%
電力量料金	11円87銭 × 105,852kWh =	1,256,463円24銭 (イ)	
燃料費調整額	-1円44銭 × 105,852kWh =	-152,426円88銭 (ウ)	プラス調整の場合は加算 マイナス調整の場合は減算
再生可能エネルギー発電促進賦課金	2円64銭 × 105,852kWh =	279,449円 (エ)	円未満は切り捨て
電気料金	(ア)+(イ) ± (ウ)+(エ) =	2,117,500円	円未満は切り捨て
消費税等相当額 (再掲)	2,117,500円 × 8/108 =	156,851円	円未満は切り捨て

燃料費調整制度の概要

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、3か月間の平均燃料価格が33,500円/キロリットルから変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整する制度です。



適用期間

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
1月1日～3月31日	6月分電気料金
2月1日～4月30日	7月分電気料金
3月1日～5月31日	8月分電気料金
4月1日～6月30日	9月分電気料金
5月1日～7月31日	10月分電気料金
6月1日～8月31日	11月分電気料金

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
7月1日～9月30日	12月分電気料金
8月1日～10月31日	翌年の1月分電気料金
9月1日～11月30日	翌年の2月分電気料金
10月1日～12月31日	翌年の3月分電気料金
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月分電気料金
12月1日～翌年の2月28日 (閏年となる場合は、2月29日)	翌年の5月分電気料金

燃料費調整単価(円/kWh)

- ・平均燃料価格が33,500円を上回った場合

$$(\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$
 小数点以下第3位で四捨五入します。
 - ・平均燃料価格が33,500円を下回った場合

$$(33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$
 小数点以下第3位で四捨五入します。
- * 基準単価：平均燃料価格が1,000円/キロリットル変動した場合の電気料金単価への影響額
 基準単価：高圧供給の場合 0.166円/kWh
 上記単価には消費税等相当額を含みます。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times \quad (\text{100円未満四捨五入})$$

A：平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

：0.1490 ：0.2575 ：0.7179

、 は原油換算平均価格を算定するための換算係数(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

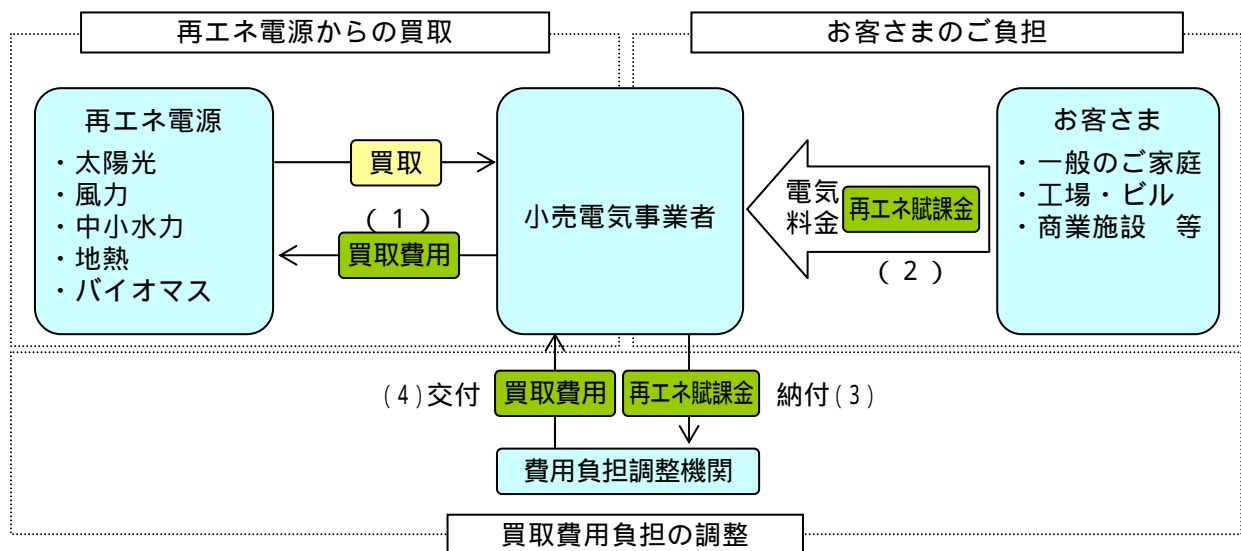
各月の燃料費調整単価につきましては、電気料金等請求書でお知らせいたします。また、当社ホームページ「<http://www.kyuden.co.jp>」でもご覧いただけます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金制度の概要

平成24年7月から、再生可能エネルギー電源（ 1 ）で発電された電気を国が定める価格・期間で買い取ることが電気事業者に義務付けられました。

買取りにかかった費用を平成24年8月分から再生可能エネルギー発電促進賦課金として電気をお使いのお客さま全員にご負担いただく制度です。（ 2 ）

- (1) 再エネ電源で発電された電気を電気事業者が買い取ります。
 (2) 買取に要した費用は再エネ賦課金としてお客さまにご負担いただきます。
 (3)・(4) 再エネ賦課金は費用負担調整機関に納付された後、買取実績に応じて交付されます。



- 1 買取対象となる電源は、太陽光・風力・中小水力・地熱およびバイオマスとなります。
- 2 大量の電気を消費する事業所で、国が定める要件に該当するお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金の額の8割が減免されます。(国の認定および当社へのお申し出が必要となります。)

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度および再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月26日成立)」により開始されるものです。

平成29年度再生可能エネルギー発電促進賦課金単価につきましては、次のとおり決定いたしました。

平成29年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金 2.64円/kWh

単価の適用期間は、平成29年5月分から平成30年4月分までとなります。

例：業務用電力Aのお客さま

請求書の表示内容説明（口座振替のお客さま用）

電気料金等請求書兼領収証 九州電力株式会社

発行日 2017年 5月 2日

810-0004
福岡市中央区渡辺通二丁目1-82

株式会社電力ビル様

ご契約者名義 株式会社 電力ビル 様

お客さま番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

(問合せ先)
福岡 営業所 (電話) 0120-986-205
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電気料金口座振替のお知らせ

毎度ありがとうございます。下記の電気料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、電気料金等（消費税等相当額を除く）に対して年10%の延滞利息を申し受けます。

ご請求年月	2017年 5月分 (4月1日 - 4月30日)	振替予定日	2017年 6月 1日
ご請求金額	2,117,500円	取扱金融機関名	福岡銀行
消費税等相当額(再掲)	(166,851円)	支店名	渡辺通支店
		預金種別・口座番号	当座 1234567
		電気料金のお支払期日は	6月 1日でございます。

お客さまへのお知らせ

電気料金領収証(口座振替専用)

下記電気料金を口座振替により領収いたしました。

領収金額	()円
消費税等相当額(再掲)	()円
振替日	
ご請求年月	
取扱金融機関名	
支店名	
預金種別・口座番号	

印紙税申請
行につき適用
職務専断請求

ご契約内容

ご使用場所住所	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
供給地点特定番号	09-1234-5678-0321-0000-0000
ご契約種別	業務用電力A

契約電力	契約電力等		実量制のお客さまの実績最大需要電力	
	420 kW			
		2017年 5月	390 kW	
		2017年 4月	390 kW	
		2017年 3月	360 kW	
		2017年 2月	360 kW	
		2017年 1月	360 kW	
		2016年 12月	360 kW	
		2016年 11月	360 kW	
		2016年 10月	360 kW	
		2016年 9月	420 kW	
		2016年 8月	360 kW	
		2016年 7月	360 kW	
		2016年 6月	390 kW	

お客さまの当月の契約電力は、「実量制のお客さまの実績最大需要電力」欄の最も大きな値といたします。
なお、上記の値が発生した月に*を表示しております。

(裏面)

電気料金等請求書のご説明

(燃料費調整単価)
当月: -1.44円/kWh, 翌月: . 円/kWh

(再エネ賦課金単価)
2017年度: 2.64円/kWh

項目	記載内容
請求書送付先	請求書の送付先住所及び預金者名義
ご契約者名義	ご契約の名義
お客さま番号	ご契約ごとの個別の番号
営業所情報	管轄の営業所情報
ご請求内容	請求月、金額等
振替予定日・ご指定口座	振替予定日と振替口座
お支払期日	電気料金等のお支払期日
お客さまへのお知らせ	当社からのお知らせ
電気料金領収証	電気料金の振替結果を領収証として記載
ご使用場所住所	ご使用いただいている住所
供給地点特定番号	お客さまの電気の契約場所を特定する番号
ご契約種別	現在のご契約種別
契約電力等	当月の契約電力(kW)
実績最大需要電力	過去12ヶ月の実績最大需要電力(kW)
お知らせ	実量制の契約電力決定に関するお知らせ
燃料費調整単価	当月及び翌月の燃料費調整単価 各月の燃料費調整単価につきましては、当社ホームページ「 http://www.kyuden.co.jp 」でもご覧いただけます。
再エネ賦課金単価	当年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

使用済燃料再処理等既発電量相当額（バックエンド費用）は（裏面）に記載しています。

(請求内訳明細)

請求内訳明細				
株式会社 電力ビル 様 (お客さま番号 123456789012)			ご請求年月: 2017年 5月	
料金内訳	適用単価/率	適用kW/kWh	金額	備考
ご使用期間: 2017 / 4 / 1 ~ 2017 / 4 / 30				
[請求内訳]				
基本料金			734,015.52円	
電力量料金			1,256,463.24円	
燃料費調整額			-152,426.88円	
再エネ賦課金			279,449円	
小計			2,117,500円	
消費税等相当額(再掲)			156,851円	
合計			2,117,500円	
消費税等相当額(再掲)			156,851円	
参考値・託送料金相当額[再掲]			438,987円	標準接続送電サービス

記載項目	説明内容
基本料金	基本料金単価 × 適用kW × 力率修正率 $2,008.80\text{円/kW} \times 420\text{kW} \times (100 - (98-85))\% = 734,015.52\text{円}$
電力量料金	電力量料金(その他季) 電力量料金単価 × 適用kWh $11.87\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = 1,256,463.24\text{円}$
燃料費調整額	燃料費調整単価 × 適用kWh $-1.44\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = -152,426.88\text{円}$
再エネ賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 適用kWh $2.64\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = 279,449\text{円}$ (円未満は切り捨て)
小計	項目ごとに算出した料金を合計し、円未満は切り捨て
消費税等相当額(再掲)	適用単価は消費税等相当額を含んでいるため、以下の式により算出 小計 × 8 / 108 (円未満は切り捨て) $2,117,500\text{円} \times 8/108 = 156,851\text{円}$
託送料金相当額(再掲)	送配電ネットワークの利用における公平性、透明性を高めるために、お客さまにご請求させていただいている電気料金の内訳として、送配電ネットワークの利用料金(託送料金)に相当する金額を参考値として記載しています。

(検針結果のお知らせ)

検針結果のお知らせ				
株式会社 電力ビル 様 (お客さま番号 123456789012)			ご請求年月: 2017年5月	
今回指示数	前回指示数	差引値	ご使用量	備 考
[検針結果]				
			今回検針日: 2017 / 5 / 1	
			今回計量日: 2017 / 5 / 1	
			次回検針日: 2017 / 6 / 1	
			次回計量日: 2017 / 6 / 1	
			次々回検針日: 2017 / 7 / 3	
			次々回計量日: 2017 / 7 / 1	
計器番号	1 2 3 4 5 6 7			
計器乗率	60倍			
最大需要電力調整率	100%			
使用電力量調整率	100%			
ご使用期間: 2017/4/ 1 ~ 2017/4/30 (30日間)				
最大需要電力	6.50		390 kW	
全日電力量	1,864.20	100.00	1,764.20	105,852 kWh
有効電力量	1,500.00	90.00	1,410.00	84,600 kWh
無効電力量	262.00	10.00	252.00	15,120 kvarh
			月間総使用量	105,852 kWh
~~~~~				
前月		前年同月		
ご使用期間	2017 / 3 / 1 ~ 2017 / 3 / 31 (31日間)		2016 / 4 / 1 ~ 2016 / 4 / 30 (30日間)	
全日電力量	100,000 kWh		102,000 kWh	
~~~~~				

説 明 内 容	
	当月の検針訪問日 (計量日に記録した値を読取るために訪問した日です。)
	当月の計量日
	翌月の検針訪問日
	翌月の計量日
	翌々月の検針訪問日
	翌々月の計量日
	お取付の計量器の番号
	ご使用電力量(kWh)及び最大需要電力(kW)を算出するための倍数 (実際にご使用の電力量(kWh)及び最大需要電力(kW)は、記載の倍率を乗じて算出します。)
	ほとんどのお客さまが調整率100%になります。一部のお客さまにおいて特別の事情により、供給電圧と計量電圧が異なる場合があります。 その場合、変圧器修正率(変圧器での消費相当分)3%を加算します。
	当月のご使用期間
	当月ご使用期間中の最大需要電力(kW)
	当月ご使用期間中の総使用電力量(kWh)
	当月ご使用期間中の有効電力量(kWh) 力率算定のために計量した、昼間時間帯(8時00分~22時00分)の電力量です。 〔 有効電力量は、省エネ法により電力使用量を報告する際の、昼間電力量に当たります。 〕 〔 なお、夜間電力量は全日電力量()から有効電力量を差し引いた値となります。 〕
	当月ご使用期間中の無効電力量(kvarh) 力率算定のために計量した昼間時間帯(8時00分~22時00分)の無効電力量です。
	前月のご使用期間
	前月ご使用期間の電力量(kWh)
	前年同月のご使用期間
	前年同月ご使用期間の電力量(kWh)

8

計量器

計量器には、複数の窓にそれぞれの値を表示するものと1つの窓で値を切り替えて表示するものがございます。

契約電力500kW未満の場合

【複数の窓に値を表示する計量器】

乗 率 → 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。

例：最大需要電力の計量器の値・・・0.80
乗率 × 60の場合・・・・・・・・・・0.80 × 60 = 48kW

検針 → 計量確定日の各指示値の確定値を表示いたします。(90秒間)

表示なし → 現在の各指示値を表示いたします。(30秒間)

計量確定日の指示値(90秒間)と現在の指示値(30秒間)を交互に表示いたします。

(表示内容)

計量確定日の値(90秒表示)と、現在の値(30秒表示)を交互に表示いたします。

番号	項 目	計量確定日の値を表示 (90秒表示)	現在の値を表示 (30秒表示)
	検 針 値 / 現 在 値	「検針」	「(空白)」
	全 日 電 力 量	使用電力量の累積値を表示いたします。	使用電力量の累積値を表示いたします。
	昼 間 力 測 用 電 力 量	8時から22時までの使用電力量の累積値を表示いたします。	8時から22時までの使用電力量の累積値を表示いたします。
	昼 間 力 測 用 無 効 電 力 量	8時から22時までの無効電力量の累積値を表示いたします。	8時から22時までの無効電力量の累積値を表示いたします。
	最 大 需 要 電 力	最大需要電力を表示いたします。	直前の計量日から現在までの最大需要電力を表示いたします。
	現 在 需 要 電 力	最大需要電力の累積値を表示いたします。	需要電力の値を表示いたします。
	力 率 / 時 限	力率を表示いたします。(100%の場合は、FFと表示いたします。)	現在の需要電力計量開始からの経過時間を分単位で表示いたします。
	計 量 日 / 現 在 時 刻	計量確定日を表示いたします。	現在時刻を表示いたします。

【1つの窓で値が切り替わる計量器】



乗 率 → 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。
 例：最大需要電力の計量器の値・・・0.80
 乗率 × 60の場合・・・・・・・0.80 × 60 = 48kW

検針値 / 現在値
検針 → 計量確定日の各指示数の確定値を表示いたします。
 表示なし → 現在の各指示値を表示いたします。

(表示内容)

番号	項 目	計量確定日の値を表示	現在の値を表示
	検 針 値 / 現 在 値	「検針」	「(空白)」
	時 刻 表 示 部	契約番号(1000)及び計量確定日を10秒間隔で表示いたします。	西暦、現在月日、現在時分及び契約番号(1000)を5秒間隔で表示いたします。
	表 示 時 間 帯	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を10秒間隔で表示いたします。 (下表を参照してください。)	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5秒間隔で表示いたします。 (下表を参照してください。)
	指 示 数 表 示 部	の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。	の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。
	力 率 / 時 限	力率を表示いたします。(100%の場合は、FFと表示いたします。)	現在の需要電力計量開始からの経過時間を分単位で表示いたします。

全 日 (kWh)	表 示 時 間 帯		最大需要電力 (kW)
	力 率 測 定 有効電力量(kWh)	無効電力量(kvarh)	
	P 1	P 2	d -

契約電力500kW以上の場合

【複数の窓に値を表示する計量器】



乗率 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。

例：最大需要電力の計量器の値・・・0.80
乗率 × 120の場合・・・・・・・・・・0.80 × 120 = 96kW

検針 計量確定日の各指示値の確定値を表示いたします。

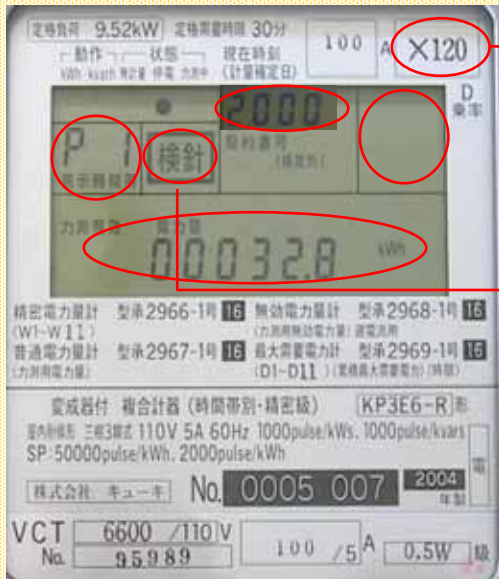
表示なし 現在の各指示値を表示いたします。

計量確定日の値(初期設定は 90 秒間)と現在の値(初期設定は 30 秒間)を交互に表示いたします。(表示間隔は 30、60、90 秒で任意に設定可能です。)

(表示内容)

番号	項目	計量確定日の値を表示	現在の値を表示
	検針値 / 現在値	「検針」	「(空白)」
	全日電力量	計量確定日(0時)までの使用電力量の累積値(kWh)を表示いたします。	使用電力量の累積値(kWh)を表示いたします。
	昼間力測用電力量	計量確定日(0時)までの毎日8時～22時の使用電力量の累積値(kWh)を表示いたします。	毎日8時～22時までの使用電力量の累積値(kWh)を表示いたします。
	昼間力測用無効電力量	計量確定日(0時)までの毎日8時～22時の無効電力量の累積値(kvarh)を表示いたします。	毎日8時～22時までの無効電力量の累積値(kvarh)を表示いたします。
	最大需要電力	前月の計量確定日～当月の計量確定日(0時)までの最大需要電力の値(kW)を表示いたします。	直前の計量日～現在までの最大需要電力(kW)の値を表示いたします。
	現在需要電力	最大需要電力の累積値(kW)を表示いたします。	需要電力(kW)の値を表示いたします。
	力率 / 時限	力率を表示いたします。(100%の場合は、FFと表示いたします。)	需要電力計量間隔(30分)のうち、現在の経過時間を表示いたします。
	計量日 / 現在時刻	計量確定日を表示いたします。	現在時刻を表示いたします。

【1つの窓で値が切り替わる計量器】



乗率 → 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。

例：最大需要電力の計量器の値・0.80
乗率×120の場合………0.80×120=96kW

検針値 / 現在値
検針 → 計量確定日の各指示数の確定値を表示いたします。

表示なし → 現在の各指示値を表示いたします。

(表示内容)

番号	項目	計量確定日の値を表示	現在の値を表示
	検針値 / 現在値	「検針」	「(空白)」
	時刻表示部	ご契約種別に応じた番号(2000)及び計量確定月日を5~20秒間隔(初期設定は10秒)で表示いたします。	西暦、現在月日、現在時分及びご契約種別に応じた番号(2000)を5~20秒間隔(初期設定は5秒)で表示いたします。
	表示時間帯	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5~20秒間隔(初期設定は10秒)で表示いたします。	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5~20秒間隔(初期設定は5秒)で表示いたします。
	指示数表示部	の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。	の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。
	力率 / 時限	力率を表示いたします。 (100%の場合は、FFと表示いたします。)	需要電力計量間隔(30分)のうち、現在の経過時間を表示いたします。

(表示時間帯の記号)

表示時間帯			
全日 (kWh)	力率測定		最大需要電力 (kW)
	有効電力量(kWh)	無効電力量(kvarh)	
	P 1	P 2	d -

・有効電力量(kWh)：昼間時間帯(8時00分~22時00分)の電力使用量

・無効電力量(kvarh)：昼間時間帯(8時00分~22時00分)の無効電力量()

()力率が悪いと機器に対し、実際に働く電力以上の電力を供給する必要があり、その差分の電力を無効電力といいます。

電気料金のお支払い方法は、口座振替払いと金融機関への振込払いの2つの方法がございます。

口座振替払い

お客さまのご指定された金融機関の口座から電気料金の振替を行います。

・振替日

振替日は、毎月の電気料金のお支払期日（ ）となっておりますが、検針日が月によって変動することから毎月一定ではございません。

また、振替日が金融機関の休日や当社休日（12月29日、12月30日）にあたる場合は、直後の金融機関及び当社の営業日が振替日となります。

なお、毎月の振替日については、「電気料金等請求書兼領収証」によりお知らせいたします。

・口座振替日指定サービスについて

毎月決まった日の振替をご希望されるお客さまは、口座振替日指定サービスにより振替日をお選びいただけます。

口座振替日指定サービスのご案内

お客さまのご希望により、口座振替日をお選びいただけます。

毎月の電気料金は、その月の月末に支払いたい！

【月末振替】
毎月の最終営業日が振替日になります。

経理の事務処理日等、毎月決まった日に支払いたい！

【固定日振替】
お客さまのご希望の日にちを振替日にご指定いただけます。……「毎月25日」等

スケジュールの都合上、ご指定いただけない場合がございます。
詳しくは、当社へお問合せください。

振込払い

毎月の「電気料金等請求書」に同封しております「電気料金振込票」により金融機関にてお振込みいただきます。

振込票の金融機関でのお取扱い期限日は、毎月の電気料金のお支払期日()となっておりますが、検針日が月によって変動することから毎月一定ではございません。

なお、毎月の金融機関でのお取扱い期限日については、「電気料金等請求書」によりお知らせいたします。

・お取扱い金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等でお支払いいただけます。

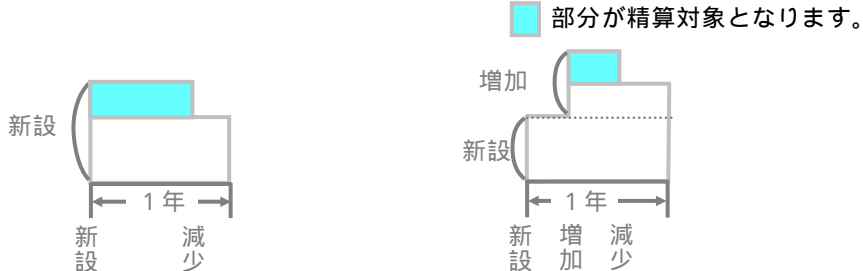
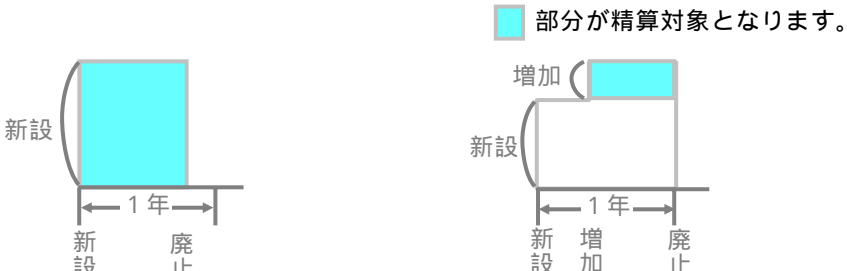
なお、お取扱い金融機関名については、「電気料金振込票」の裏面によりご確認ください。

()お支払期日について

電気料金のお支払期日は、検針日から起算して31日目とさせていただきます。

(注) お支払期日を超過された場合は、その期日からお支払い日までの日数に応じて年10%の延滞利息を申し受けます。

なお、延滞利息につきましては、料金受領後に発生する当該月の電気料金に加算してご請求させていただきます。

<p>ご契約 名義の 変更</p>	<p>合併その他の原因によって、ご契約名義を変更される場合は、あらかじめ「名義変更申込書」により当社へお申込みください。</p> <p>なお、ご契約名義を変更される場合は、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利・義務を引き継いでいただきます注。</p> <p>注) この場合、当社の承諾を必要とします。また、これまでのお客さまの、1年間の最大需要電力も引き継いでいただくことになります。</p>
<p>ご契約 電力 変更 (減少)</p>	<p>設備を減少される場合等によって、ご契約電力を変更(減少)される場合は、あらかじめ「電力使用申込書」により当社へお申込みください。</p> <p>なお、お客さまが新たに契約電力を設定された後1年に満たないで契約電力を減少される場合は、当初から臨時電力として算定した料金と、その減少契約電力分に見合う既に申し受けた料金との差額及び工事費の精算を申し受けます。</p> <p>【精算が発生する例:ご契約電力変更(減少)の場合】</p>  <p>■部分が精算対象となります。</p>
<p>ご契約 の廃止</p>	<p>ご契約を廃止される場合は、あらかじめ「電力需給契約廃止申込書」により当社へお申込みをしていただきます。</p> <p>なお、お申込み後1年未満でご契約を廃止される場合、または、ご契約電力を増加された後、1年未満でご契約を廃止される場合は、当初から臨時電力として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額及び工事費の精算を申し受けます。</p> <p>【精算が発生する例:ご契約の廃止の場合】</p>  <p>■部分が精算対象となります。</p>

上記の各種申込書につきましては、当社ホームページ「<http://www.kyuden.co.jp>」でダウンロードできます。

ご契約に関する重要事項（必ずお読みください）

お客さまとの電力需給契約につきましては、標準供給条件・選択供給条件の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、インターネットのHP（<http://www.kyuden.co.jp>）でもご確認いただけます。

お申込み

ご契約の開始、ご契約内容の変更、ご使用停止、その他お申込みは、各種申込書にて承っております。需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。料金は、需給開始の日から適用いたします。電気事業法に基づき、ご契約締結後、ご契約内容についてお知らせいたします。契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。

ご契約期間

ご契約開始（変更）の日以降、1年目の日までです。当社は、契約期間中であっても標準供給条件および選択供給条件を変更する場合がございます。その際、当社はお客さまに事前に変更内容をお知らせいたします。なお、変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。

ご契約の更新

契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。なお、契約期間を更新する際は、新たな契約期間をお知らせいたします。

供給方法

電気の供給方法についてはP3を参照ください。

契約電力の決定方法

契約電力の決定方法はP4～5を参照ください。ご契約の料金メニューにおける料金単価については、標準供給条件・選択供給条件料金表をご参照ください。

計量

ご使用量を計量するための計量器は、電子式もしくは機械式メーターのいずれかになります。当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合がございます。

電気料金の算定期間

検針は、原則として、当社があらかじめお知らせした日に各月ごとに行います。算定期間は、前月の検針日（電子式メーターの場合は計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該契約メニューの料金を適用して算定いたします。ご契約開始、ご契約内容の変更、ご使用停止の場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

電気料金の算定

電気料金の算定方法につきましては、P6～8を参照ください。停電した場合、以下のとおり割引します。（お客さまの責めとなる場合は除く）

【契約電力が500kW未満で高圧供給を受けるお客さま】

1日のうち延べ1時間以上停電した場合等は、1日ごとに4%割引いたします。

【契約電力が500kW以上または特別高圧供給を受けるお客さま】

延べ時間数1時間ごとに0.2%割引いたします。

契約電力をこえて電気を使用された場合には、そのひと月の最大需要電力から契約電力を差し引いた分に対して契約超過金を申し受けます。

お支払方法

毎月の電気料金のお支払い方法は、P16～17を参照ください。

「口座振替」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

「口座振替」をご希望のお客さまで、振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただく場合がございます。

お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがございます。

お支払期日・延滞利息

電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日となります。

電気料金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の

日数に応じて、電気料金等に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。
支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがございます。

工事費

工事費のご負担については、P 3を参照ください。

原則、工事着手前に、当社が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

その他費用に関するお知らせ

電気を不正に使用した場合等、お客さまから違約金を申し受けることがございます。

お客さまが、故意または過失により当社の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。

新設、契約電力等の増加後1年未満に、契約を解約または契約電力等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただきます。

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合で、その設備を利用して電気を使用されないときは、要した費用の実費を申し受けます。

上記費用をご請求する場合は、当社が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

お客さまのご協力

一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。

お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常もしくは故障に気づかれた場合等は、すみやかに当社にご連絡をお願いいたします。

送配電設備の利用等に関する事項

需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。

お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等、電気の供給を停止することがございます。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。

なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

電気の需給地点は、当社の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。

負荷の特性によって、電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合や、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。

当社の供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止または使用を制限していただくことがございます。

その他

当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や標準供給条件または選択供給条件に反した場合等、需給契約を解約することがございます。

合併その他の原因によって、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていたお客さまのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社の承諾を必要とします。

当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）

ご不明な点がございましたら、弊社営業所(コールセンター)へお問合せ下さい。

電話 0120 - 986 - (部分に、最寄りの営業所の下に数字をダイヤルください。)

[受付時間：平日(月～金)9:00～17:00]

北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 101	福岡 203	唐津 301	平戸 401	中津 501	玉名 601	延岡 701	出水 801
八幡 102	福岡東 204	鳥栖 302	佐世保 402	日田 502	大津 602	日向 702	川内 802
行橋 103	福岡 205	佐賀 303	大村 403	別府 503	熊本西 603	高鍋 703	霧島 803
飯塚 104	福岡西 206	武雄 304	島原 404	大分 504	熊本東 604	宮崎 704	鹿児島 804
田川 105	福岡南 207	-	長崎 405	三重 505	宇城 605	都城 705	加世田 805
-	甘木 208	-	五島 406	佐伯 506	八代 606	日南 706	鹿屋 806
-	久留米 209	-	-	-	天草 607	-	-
-	八女 210	-	-	-	人吉 608	-	-
-	大牟田 211	-	-	-	-	-	-

(お急ぎのご用件の場合は、上記受付時間以外でも電話を承っております)

小売電気事業者登録番号 A 0 2 7 5

九州電力株式会社

〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電話番号 092-761-3031 (代表)

PC・スマホ版HP <http://www.kyuden.co.jp>

携帯電話版HP <http://kyuden.jp>

平成29年7月